

2006年3月20日

扶桑町教育委員会
教育長 河村 共久 様

尾北教職員労働組合
執行委員長 丸地 修

学校職員の駐車料金問題についての質問書

日頃は、扶桑町の教育行政にご尽力いただきありがとうございます。

2月22日付けで、各学校長あてに「公地借用料（駐車料）の徴収について」という通知文が出されました。これについて、疑問点がたくさんありますので、質問させていただきます。

なお、尾北の多数の教職員からアンケートをとり、その結果も資料としてつけましたので、参考にしてください。

質問事項

（徴収の理由について）

1 なぜ、教職員から駐車料金を徴収しようとするのですか。

回答 町行政財産の特別使用に係る使用料条例によります。

2 教職員からの徴収については、いつどのような場で決まったのですか。また、減免については、どうですか。

回答 16年夏からはじまった行政改革の検討課題のひとつとして位置づけられ、その年秋の行政改革会議において、18年度よりの実施決定事項となっております。

条例制定につきましては、18年3月議会で可決しております。

減免につきましては、18年1月～2月に私が各学校の17年度出張実績を調査の上、当局と話し合いました。

3 町職員の場合は、「行政財産特別使用料及び雑入として使用料を私有地契約料と同額の月額2,500円を町に払う。」となっておりますが、教職員もこれと同じ使用料なのですか。

回答 教職員の勤務の特質上、町職員と同じ扱いは不平等といえます。よって、条例に基づき相応の額を減免いたします。

4 「特別使用料」とは、地方自治法上の「目的外使用料」のことですか。

回答 「目的外使用」とお考えください。

5 町職員の場合は、「職員駐車場の廃止」で使用料の徴収となっております。それに対して、教職員は校舎裏など「死に地」を有効活用しています。駐車場の廃止は該当しませ

んが、いかがですか。

回答 学校施設内に「死に地」はありません。日陰であっても、狭くても工夫次第では教育活動に役立ちます。また、遊びの天才の子どもたちには貴重なスペースのはずです

6 町は非営利団体です。民間駐車場と同じように、駐車料金を徴収することは避けるべきであると考えますが、いかがですか。

回答 条例により行政財産を特別使用する場合の対価は徴収いたします。

7 近隣の私立学校では、教職員から駐車料金を徴収していません。

小中学校は義務教育を遂行していますので、なおさら町は、教職員を大切に扱うべきです。駐車料金を徴収してはならないと考えられますが、いかがですか。

回答 公立学校の教員に対する社会の目は厳しくなっています。扶桑町のように新たに条例が制定された場合、教員だけを対象外にすることで批判が当然起こると予想されます。自らの姿勢を律する態度を示すことが最終的には自らを守ることになると私は思っています。

8 学校は、義務教育を遂行する公共施設ですので、職員から駐車料金を徴収して、利益をあげるのとは避けるべきであると考えますが、いかがですか。

回答 義務教育を遂行する土地であればこそ、本来は、直接子どもたちの教育のために使われるべきでしょう。

(通勤について)

9 通勤は公務に準ずる行為であり、自動車での通勤も手段の一つになっています。

- ・ 町職員とは違って、県費負担教職員は県が任命権者です。扶桑町内だけの異動をする町職員とは違い、町内外を異動します。そのため、扶桑町から離れている自宅から通勤している人が多いのが実態ですが、この点はご存じですか。

扶桑町小中学校県費負担教職員の自宅所在地

扶桑町内 18% 江南市 21 犬山市 20

岐阜県 18 一宮市 10

大口町 6 岩倉市 5 小牧・名古屋 2

- ・ 学校の多くが公共交通機関で通勤できない場所にあることと、自宅が町内から離れていることから、二重の意味で自動車を使用しなければ通勤できません。事実、アンケートでは94%の職員が自動車通勤という結果になっています。自動車通勤の必要性は、認識しておられますか。
- ・ 教員の場合は、自分自身を自動車で運ぶだけでなく、教材などをたくさん自動車に入れて持ち運びます。これも、町職員とは大きく異なります。この点からも自動車通勤が必要であることは、理解していただけますか。
- ・ 通勤に自動車を使用すれば、当然駐車場が必要になりますが、いかがですか。

回答 町外にお住まいの先生が多いことは当然知っています。また、教材を運ぶ等通勤に車が必要であることもわかっています。ですから、「自動車通勤」を禁止するわけで

はありません。「自動車通勤」をする先生が、校外に駐車場を探すことは大変でしょうし、料金も多額になることが考えられますので、学校敷地内に駐車場所を確保し、自動車通勤をしやすくすることを前提としています。

(減免額について)

10 「県費負担教職員については、勤務の特性上自家用車を公用車として使用する場合がありますので、500円減免する。」というただし書きがあります。

- ・ 教職員の場合、自動車通勤に対する通勤手当が少なく、自己負担が大きくなっています。アンケート結果では、3,000円を超えるが51%になっています。駐車料金徴収により、負担額が限りなくふくらんでしまいます。この点も考慮に入れて、減免すべきであると考えますが、いかがですか。
- ・ 公用車が配置されていないため、町は職員個人の自動車を借り上げて使用させていただきます。借用料にあたる金額を上乗せしていただきたいと考えますが、いかがですか。

回答 通勤手当については、役場の職員も同じです。減免措置は、あくまで生徒指導など教員の勤務の特性を考慮しての措置です。

今後、通勤以外に公用として車を使用した具体的なデータに基づき、減免額を再考していきます。

(駐車料金について)

11 本来、町職員も教職員も駐車料金を支払うのではなく、町が駐車場を提供すべきですが、月額2,500円という案を提示されましたので、質問させていただきます。

- ・ 「現在役場が、民間からお借りしている土地の使用料の平均額」が2,500円という説明ですが、町の借地料の平均額は2,200円ですので、これは訂正していただきたいと思いますが、いかがですか。
- ・ 役場と学校では、駐車場の条件があまりにも違いすぎます。土地評価額も低いですし、砂利すら十分に敷いてない土地が多いですので、もっと安くなるはずですが、いかがですか。

回答 これまで町がお借りしている町地の借地料は場所によって違っていました。市街化区域における1台分の借地料は約2,200円になります。しかし、近隣の一般の駐車料金は3,000円以上であり、今回駐車場として町にお貸しいただく場合の借地料を1台につき2,500円として地主さんの了解を得ました。今回条例を定めるに当たって、これを根拠に、駐車場として公地を使用した場合の金額も定めてあります。(職員の駐車料金は、公地も民地も同じになっています)

役場の職員は、役場前の駐車場ではなく、舗装していない駐車場にとめています。先生方は舗装された場所にとめている学校が多いと思います。

12 教職員の場合は、勤務中のみの利用であり、休日等は市民に広く開放されています。事実、職員が利用していない時は、運動場や体育館を利用する町民が、職員駐車場に自動車を停めています。使用していない時の料金は支払う必要がありません。

ア 休日は、年間に120日前後あります。

$$365 - 120 = 245$$

イ 勤務日であっても、校外研修・職専免、あるいは年休・特休などで駐車しない日があります。少なくとも30日はあると考えられます。

$$245 - 30 = 215$$

ウ 「週5日のうち1回は、何らかの用事で公用に使うであろうという想定」を適用すれば、50日程度あると考えられます。

$$215 - 50 = 165$$

これを、2,500円に当てはめると、

$$2,500 \times 165 / 365 = 1,130$$

1,130円となりますが、いかがですか。

エ 平日でも、職員は勤務中に駐車しているだけです。夜間、町民が体育館を利用する際、職員の駐車場に停めています。職員は、10時間程度駐車していますので、

$$1,130 \times 10 / 24 = 470$$

470円となりますが、いかがですか。

回答 特別使用に供するスペースとして確保しておかなくてはなりません。そのための「月額」ですから、使わない日があっても、使わない時間帯があっても同様です。時間単位、日借りの街のパーキングとは違います。

町の土地を駐車場としている場合はもちろんのこと、民間の土地を借りている役場の職員の駐車スペースも、行事の時には、昼間、夜間、町民に開放します。

(まとめ)

13 町の教育を担っている教職員のうち82%は、町外から通勤しています。それも、自動車通勤が不可欠なのです。また、その自動車を公務にも使用しています。その自動車を駐車しなければ、学校教育が遂行できません。

- ・ 駐車料金を徴収しないでいただきたいと考えますが、いかがですか。
- ・ さしあたって、4月1日実施を延期し、現場の意見を聞いていただきたいと考えますが、いかがですか。
- ・ それでも実施される場合は、全員を全額減免していただきたいと考えますが、いかがですか。

回答 率は違いますが、役場の職員も町外から通っていますし、仕事の効率を上げるために自動車通勤が不可欠なことも同じです。また、役場の職員にとっても公用車の台数が十分でないため自家用車を公用に使用することもあります。これらの点においては先生だけが特別ではありません。先生方が特別なのは、生徒指導などにおける勤務の特性でありますので、この点における措置は「減免」という形で配慮しています。

条例施行が4月1日ですので、ご理解ください。